

## C型肝炎とは

C型肝炎は、HCV(C型肝炎ウイルス)の感染によって起こる肝臓の病気です。

肝炎になると、肝臓の細胞が壊れて、肝臓の働きが悪くなります。

しかし、肝臓は予備能力が高く、慢性肝炎や肝硬変になっても自覚症状が出ないことが多いことから、「沈黙の臓器」と呼ばれています。

このことを正しく認識し、HCVに感染していることがわかったら、症状がなくても医療機関を受診して、肝臓の状態を評価することが大切です。

**HCVに感染すると、約70%の人がC型肝炎ウイルス持続感染者(HCVキャリア)となり、放置すると本人が気づかないうちに、慢性肝炎、肝硬変、肝がんへと進展する場合がありますので、注意が必要です。**

つまり、C型慢性肝炎、肝硬変、肝がんは、HCVの感染に起因する一連の疾患であるといえます。

(厚生労働省「C型肝炎について(一般的なQ&A)」より引用)

各保健所お問合わせ先		
保健所名	電話番号	管轄市町村
習志野	047-475-5151	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
市川	047-377-1101	市川市、浦安市
松戸	047-361-2139	松戸市、流山市、我孫子市
野田	04-7124-8155	野田市
印旛	043-483-1135	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取	0478-52-9161	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海匝	0479-22-0206	銚子市、旭市、匝瑳市
山武	0475-54-0611	東金市、山武市、大網白里町、横芝光町、芝山町、九十九里町
長生	0475-22-5167	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
夷隅	0470-73-0145	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房	0470-22-4511	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津	0438-22-3745	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原	0436-21-6391	市原市
千葉市	肝炎検査 千葉市健康部 (健康支援課) 043-238-9930 千葉市保健所 043-238-9974	千葉市 医療費助成の申請 各区保健福祉センター 中央区 043-221-2583 花見川区 043-275-6297 稲毛区 043-284-6495 若葉区 043-233-8715 緑区 043-292-5066 美浜区 043-270-2287
船橋市	047-431-4191	船橋市
柏市	04-7167-1254	柏市

千葉県健康福祉部疾病対策課感染症対策室

☎043-223-2665

URL: <http://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/kanen/index.html>

## B型・C型肝炎を 知っていますか?



厚生労働省肝炎総合対策キャラクター

肝炎ウイルスの感染に気付かずに放置すると、肝硬変、肝がんへ進行する怖れがあります。

**B型・C型肝炎ウイルス検査を受け、感染している場合には、早期に適切な医療を受けましょう。**

千葉県

## B型肝炎とは

B型肝炎は、HBV(B型肝炎ウイルス)の感染によって起こる肝臓の病気です。

肝炎になると、肝臓の細胞が壊れて、肝臓の働きが悪くなります。

B型肝炎には、急性B型肝炎と、慢性B型肝炎があります。急性B型肝炎は、成人が初めてHBVに感染して発病したものであり、慢性肝炎は、HBVに持続感染している人(HBVキャリア)が発病したものです。

**慢性B型肝炎を放置すると、病気が進行して、肝硬変、肝がんへ進展する場合がありますので、注意が必要です。**

つまり、慢性B型肝炎、肝硬変、肝がんは、HBVに起因する一連の疾患であるといえます。

肝臓は予備能力が高く、慢性肝炎や肝硬変になっても自覚症状が出ないことが多いことから、「沈黙の臓器」と呼ばれています。

このことを正しく認識し、B型肝炎ウイルスに感染していることがわかったら、症状がなくても医療機関を受診して肝臓の状態を評価することが大切です。

(厚生労働省「B型肝炎について(一般的なQ&A)」より引用)

## まずは... 肝炎ウイルス検査を 受けましょう

**検査を希望する場合は、電話で予約しましょう**

- 県内各保健所では、どなたでも無料で受けることができます。
- 県が委託している医療機関でも、以下の方は、無料で受けることができます。
  - ・過去に検査を受けたことのない方又は感染の可能性の高い方
  - ・千葉市、船橋市、柏市を除く県内の市町村にお住まいの方
- ※ 千葉市・船橋市・柏市にお住まいの方は、当該保健所にお問い合わせください。
- 各市町村の実施している事業でも検査を受けることができます。

### 検査結果について

「陰性」であれば、肝炎ウイルスに感染していません。もし「陽性」であったら、保健所で、専門医のいる医療機関を紹介します。

※「肝炎ウイルス検査」は、「肝機能検査(AST,ALT等)」とは違います。肝機能が正常でも、肝炎ウイルスに感染している場合があります。

## 検査の結果「陽性」だったら... 専門医の診察を 受けましょう

検査の結果が「陽性」又は「感染している可能性が極めて高い」だったら、すぐに専門医の診察を受け、治療の必要性や治療方法について指導を受けましょう。

※ 県では、肝臓の専門医のいる医療機関を「肝疾患指定医療機関」として名簿を公開しています。

すでにウイルスが排除されていて、治療が必要でない場合もあります。

※ 県では、B型・C型肝炎のインターフェロン治療又はB型肝炎の核酸アナログ製剤治療への医療費助成を行っています。



## インターフェロン治療又は 核酸アナログ製剤治療が必要とされたら... 医療費助成の申請をしましょう

次の書類をそろえて、お住まいを管轄する保健所(千葉市の方は、各保健福祉センター)に申請しましょう。

様式は、保健所の窓口、または県ホームページからのダウンロードで入手できます。

### ① 千葉県肝炎治療受給者証交付申請書(様式 1)

### ② 診断書

B型・C型肝炎ウイルスに対するインターフェロン治療、B型肝炎ウイルスに対する核酸アナログ製剤治療に対し、その治療内容に応じて、診断書様式は様式2-1から様式2-5まで5種類あります。

インターフェロン治療: 新規申請 様式2-1又は2-5  
核酸アナログ製剤治療: 新規申請 様式2-3

### ③ 世帯全員の住民票

(原則3ヶ月以内に発行されたもの)

### ④ 世帯全員の市町村住民税の課税年額を証する書類

### ⑤ 受給対象となる方の名前が記載された被保険者証の写し

- 申請した月の初日から医療費助成対象となります。
- 詳しくは、お住まいを管轄する保健所、又は県疾病対策課にお問い合わせください。

## 受給者証が届いたら 受診時には受給者証を 示しましょう

- 保健所に申請してから、約2カ月後(申請した月の翌月末)に受給者証がお手元に届きます。
- 受給者証が届くまで  
医療費は医療機関(薬局)窓口で支払い、領収書を保管してください。  
後日、申請により公費負担部分を計算し、払い戻します。

- 必要書類は、受給者証送付の際、書類を同封します。
- 受給者証が届いたら  
管理手帳(受給者証送付の際同封します。)とともに、受診の際に必ず医療機関窓口で提示してください。  
その月の医療費の合計で、自己負担限度額を超えた金額分は公費負担となりますので、支払いの必要がありません。

※ 自己負担限度額

世帯の市町村住民税(所得割)課税年額	自己負担限度額(月額)
235,000円以上の場合	20,000円
235,000円未満の場合	10,000円